平成２４年（フ）第３４号
長崎県平戸市岩の上町1233番地５　中谷アパート201、従前の住所長崎県平戸市大久保町2231番地３
債務者　福田　隆志
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第９号
大分県豊後大野市三重町玉田1137番地11
債務者　佐藤真太郎
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第３１９号
川崎市中原区宮内２丁目24番10号　センチュリーハイツ26―101、前住所川崎市中原区北谷町57番地３　コスモ平間ロイヤルフォルム404
債務者　泉本まゆみ
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1018番地１岩田ハイツ41―102
債務者　荒井　和男
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８４１０号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2328番地８―205
債務者　山本　博一
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５３９号
東京都練馬区羽沢２丁目18―３　サニーハイツN115
債務者　宮森麻理奈
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５６１号
東京都江戸川区西一之江３丁目２―20―207
債務者　関口美枝子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９号
熊本県人吉市下原田町字荒毛2078番地１
債務者　上原　光一
１　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３８２号
栃木県宇都宮市睦町４番７号　グランドハイツ睦町201
債務者　鈴木　直子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７８号
静岡県榛原郡吉田町住吉3608番地の３　ヴィラージュ宝Ａ―103、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡1016番地の10
債務者　高木　明彦
１　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７９号
静岡県榛原郡吉田町住吉3608番地の３　ヴィラージュ宝Ａ―103、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡1016番地の10
債務者　高木千穂子
１　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２号
沖縄県沖縄市南桃原２丁目21番33号
債務者　比嘉　伸一
１　決定年月日時　平成24年７月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０４７号
名古屋市昭和区神村町１丁目49番地の４　大伸マンション105号
破産者　ミートショップ杉本こと　植田　秀樹
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３５９８号
札幌市南区澄川５条13丁目５番14号
破産者　村本　淳一
１　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
２　一般調査期日　平成24年８月27日午前10時30分
平成24年７月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８９号
大阪市東淀川区西淡路３丁目５番８号　ライオンズマンション東淀川1107、開始決定時の住所大阪市東淀川区淡路２丁目13番19号
破産者　勝田　龍平
１　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
２　一般調査期日　平成24年９月18日午後３時30分
平成24年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部